

## 別添 1

### 令和 8 年度和歌山県糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成事業委託業務 に係る企画提案書作成のための仕様書

#### 1 業務の名称

令和 8 年度和歌山県糖尿病性腎症重症化予防指導人材育成事業委託業務

#### 2 目的

和歌山県内の国民健康保険被保険者のうち糖尿病性腎症重症化リスクの観点から疾病管理が必要な者（以下「指導対象者」という。）に対し、住み慣れた地域において着実に保健指導を実施し、地域に根差した良質なサービスを提供するため、市町村及び和歌山県（以下「県」という。）の保健師及び管理栄養士等の有資格者を対象に、糖尿病性腎症重症化予防に特化した知識及び技能を習得できる養成講座を実施するとともに、当該講座受講者（以下「受講者」という。）が行う面談指導に対して助言を行うことにより、市町村等における保健指導の実効性を高める。

#### 3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

#### 4 対象者

保健師又は管理栄養士等の資格を有し、保健指導に従事する者を本業務における受講者とする。

○受講者数（見込み） 30 名（下記 5（1）、（2）及び（3）の受講者の合計）

※受講者数は増減する可能性がある。

#### 5 業務内容

受講者が主に CKD 重症度分類ステージ G3a 期程度までの指導対象者への保健指導に必要な知識及び技術を習得した上で、実際の指導業務で活用できるように、（1）及び（2）を実施する。

また、受講者が保健指導において面談を実施する際に、客観的な評価やアドバイス等を受けることで、より効果的な保健指導ができるよう（3）を実施する。

##### （1）e ラーニングの実施及び管理

ア e ラーニングにおける到達目標を立て、約 30 時間程度の e ラーニングを実施し、（2）の講義及び演習の受講に必要な知識を習得できるよう進捗状況等の管理を行うこと。

なお、e ラーニングで使用する教材その他 e ラーニングに必要なものは、受託者が準備するものとし、教材は事前配布すること

イ e ラーニングの終了後、到達目標の達成確認を目的として、受講者自身が理解度等を把握できるよう理解度テストを実施すること。

なお、実施結果については、県に報告するものとする。

## (2) 講義及び演習の実施

ア 講義及び演習における到達目標を立て、12 時間以上の講義及び演習をオンラインにより実施すること。

なお、講義及び演習用の教材となるテキスト及びワークシートその他講義に必要なものは、受託者が準備するものとし、教材は受講者に事前配布すること。

イ 講義及び演習の終了後、到達目標の達成確認を目的として、受講者自身が理解度等を把握できるよう理解度テストを実施すること。

なお、実施結果については、県に報告するものとする。

## (3) 受講者への保健指導支援コーチングの実施

(1) 及び (2) の受講者（過年度受講者を含む。）が実施する保健指導に対し、電子メール等によりコーチングを実施し、受講者を支援すること。

## (4) 受講者へのアンケートの実施

受講者に対し、本講座の履修前及び履修後にアンケートを実施し、理解度、満足度や今後期待する内容等についてのアンケートを実施し、効果検証を行った上で、県に報告すること。

## (5) 実施状況の報告

ア 県に対しても、受講者と同様の環境（e ラーニングの ID、講義資料その他講義及び演習に使用するもの全てを指す。）を提供すること。

イ 少なくとも月 1 回以上、受講者の受講状況その他必要な事項を県に報告すること。

ウ イにかかわらず、受講者の受講状況等に変更の必要が生じた場合は、速やかに県と協議すること。

## (6) 業務報告書の作成

(1) から (4) までの実施に係る業務報告書を作成し、業務終了後に県に提出すること。

## 6 業務の実施方法

受託者は、業務開始前のほか、業務着手から業務完了に至るまで、業務の遂行に当たって県と緊密に連携を取り、円滑な業務の実施に努めること。

## 7 業務完了後の提出書類

業務完了後、契約終了日までにその業務の成果を記載した委託業務実績報告書（PDF 形式の電子データ及び紙媒体 1 部）を県に提出するものとし、下記の事項を報告内容に含めるものとする。

(1) 業務名

(2) 実施期間

(3) 実施した業務内容

(4) 納入物の内容

(5) 業務完了日

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の全部再委託の禁止

本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社である場合を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、県の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができるが、再委託費の合計金額は、全委託費の 2 分の 1 未満でなければならない。

### (2) 個人情報保護

本業務を処理するため知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「和歌山県個人情報取扱事務委託基準」に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏えいが生じないように措置すること。

### (3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

なお、本業務終了後も同様とする。

### (4) 経理

本事業に係る経理状況を明確にしておくとともに、県の求めに応じて説明すること。

## 8 業務完了後の提出書類

業務完了後、契約終了日までにその業務の成果を記載した委託業務実績報告書（PDF 形式の電子データ及び紙媒体 1 部）を県に提出するものとし、下記の事項を報告内容に含めるものとする。

### (1) 業務名

### (2) 実施期間

### (3) 実施した業務内容

### (4) 成果物の内容

### (5) 業務完了日

## 9 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義等については、その都度、県・受託者間で協議の上、決定する。